スクールソーシャルワーカーの導入による
 不登校対応の変化

木村 文香*·伊藤 秀樹**

要 約

2008年に文部科学省によってスクールソーシャルワーカー活用事業が実施された。調査研究との位置づけではあったが、学齢期の子どもをめぐる一連の問題への対応を行う、新たな専門職としての導入であった。さらにスクールソーシャルワーカーの設置は、従来の「心の問題」に焦点を当てた不登校支援から、家庭環境をも視野に入れた包括的な支援を行う、より福祉的な視点を強化した不登校支援へのシフトととらえることもできる。確かに、スクールソーシャルワーカーの導入により、これまで以上に、福祉的な支援や関係機関とのネットワーク構築の充実につながったという実態も見られた。しかしその一方で、スクールソーシャルワーカーという新たな職種への理解や、スクールソーシャルワーカーを支える体制といった点に課題が見受けられ、事業の衰退と自治体間の格差が危惧される状況も生じたといえる。

キーワード:スクールソーシャルワーク,不登校支援,家庭環境

はじめに

1995 年度から 2000 年度に, 文部省 (開始当時) による全額委託事業として, 「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が実施され, 学校に教員以外の役割を持つ専門職の配置が制度化された。この事業はその後, 都道府県, 指定都市に対する補助金に形をかえ, 現在も「スクールカウンセラー活用事業補助」として行われており, スクールカウンセラー(以後「SC」と表記)の存在は, 当初配置された中学校に限らず, 全ての校種において, その考え方や設置の意味が普及しているといえよう。

社会の構造変動に伴い、学校不適応に陥ったり

教室、情緒障害児を対象とした学級等が整備され、 学校不適応の児童・生徒の心の問題への個別ケア の体制は、ハード、ソフトの両側面から整いつつ あるといえる。 その一方で、近年の学校不適応には家庭環境が 背景にあるものも多く、格差社会化と「子どもの

不登校となる子どもは増加を続けてきた。このよ

うな状況に対し、SCの制度をはじめ、適応指導

その一方で、近年の学校不適応には家庭環境か背景にあるものも多く、格差社会化と「子どもの貧困」の問題が指摘され、脱落型不登校との命名もみられる(保坂、2000)。家庭環境が背景にある場合、社会的自立を妨げる要素の1つでもある、家庭での健康的な生活習慣の未確立の問題が指摘されており(木村、2007)、深刻な問題となっている。

以上のような状況を受け、子ども達の問題の背景に、家庭環境がある場合の対応の可能性を視野に入れ、文部科学省は2008年度に「スクールソーシャルワーカー(以下SSWer)活用事業」を実施し、全国の約350地域にSSWerを配置した。このSSWer活用事業は、学齢期の子どもたちを

2010年11月29日受付

KIMURA, Fumika & ITO, Hideki

Change for treatment of truancy by the school social worker's introduction.

* 江戸川大学 人間心理学科専任講師, 教育臨床心理学

^{**} 東京大学 大学院教育学研究科,教育社会学

めぐる、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの問題に向けた支援策として立ち上げられたものであり、不登校支援に関しても何らかの影響を与えることが予想される。前述のように、家庭環境の問題への対応も視野に入れているため、より「福祉の問題としての不登校」というまなざしが強化されたものと考えることができる。

学校における子どもの問題行動は、不登校やいじめに代表されており、これまではその支援の中心施策としてSC制度が位置づけられていた。いわば、不登校問題を「心の問題」としてとらえ、解決する制度が整えられてきたといえる。したがって、実態に合わせれば合わせるほど、「心の問題」への対応を想定したSC制度の限界や、SCが設置要綱を越えて動かねばならない部分の多さがあった。SSWer制度の導入によって、SCが対応しきれなかった部分を補完することができ、SC制度の抱える限界の解決にもつながるような、問題解決に向けた支援のネットワーク化が促進されたと指摘されている(酒井ら、2009)。

もっとも、SCが配置されていた従来の体制、 もしくはSC配置前の体制ですら、不登校をはじ めとする子どもの問題行動支援に関するネットワ ーク化の動きはみられてはいた。しかし、このよ うに新たな職種へと名称が変更され、さらに制度 化されたことで、学校を中心としたネットワーク 化の動きが促進されたと考えることもできよう。

SSWer の導入により、不登校対応は、学校教諭、SC、SSWer の三者が中心となって、それぞれの専門性をいかして支援にあたる体制が、制度上は整ったと考えることができる。そこで本稿では、実際に SSWer 制度が導入されたことで、不登校対応がどのように変化し、それは不登校支援の流れの中で、いかなる特徴をもつのかをリサーチクエスチョン (RQ) として、検討する。

スクールソーシャルワーカーの機能と役割

前述のように、SSWer活用事業は、文部科学 省における不登校支援において、より「福祉の問 題としての不登校」というまなざしが強化された なかで実施されたものである。ここでは、 SSWerの職務、人材、想定される連携機関、配 置形態などについて確認する。

まず、SSWerの職務について述べていくが、 SSW er とは、学校を拠点としてソーシャルワー ク的な活動を行う者である。ソーシャルワークに ついては、「個人とその人を取り巻く環境との間 の相互作用を構成する社会関係に焦点をあてた活 動によって、単独または集団内の個人の社会機能 を強化しようとするもの | という定義が代表的で あるとされている (山野, 2007)。 文部科学省 (2008) では、SSWer の職務内容について以下の 5つを挙げているが、上記のソーシャルワークの 定義に準ずるものと考えられる。i)問題を抱え る児童生徒が置かれた環境への働き掛け、ii) 関 係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、 iii) 学校内におけるチーム体制の構築, 支援, iv) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 v) 教職員等への研修活動 等の5つである。

ただし、これらの職務を遂行する際には、福祉の基本に基づいた実践が要請される。山野(2007)によると、SSWerの場合、具体的には福祉の基本として、さまざまな福祉制度やサービス、児童福祉の知識や、アセスメント(見立て)とプランニング(手立て)、モニタリング(見直し)という援助技術などが必要とされるという。しかし同時に、山野(2007)では、子どもと学校に関わるという立場上、SSWにおいて必要な知識は福祉領域のみではなく、教育領域の知識も必要であると述べられている。教育領域の知識には、学校組織に関するものの他、子どもの発達、様々な問題行動そのものの知識、精神医学的知識なども含まれ、幅広い知識と実践力が求められることが示されている。

それゆえ、SSWer として望ましい人材について、文部科学省では、「教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者」(資料1)というように、教育と福祉の両方の知識・経験をもつ者を求めている。ただし、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉の専門

家としての資格はSSWerとしての必要条件ではなく、各自治体では福祉の専門家以外にも臨床心理士や教職経験者など、さまざまな背景をもつ人材が登用されている。

次に、学校内外における連携のアクターについては、主に図1のような学校内外のアクターなどがSSWの連携相手として想定されている。

最後に、SSWerの配置形態について述べておく。配置形態については、学校配置型、拠点校配置型、派遣型の3つに区分することができる。それぞれの特徴は、表1に示すとおりである。

学校配置型は、他の配置形態に比べ、i)予防的関わりにより早期発見・早期対応ができること、ii)校内体制の構築に寄与できること、の2点が強みである(西野,2008)。しかし、支援の対象は配置校のみに限定される。派遣型は、1人のSSWerがより多くの学校・ケースを射程とすることが可能になるが、個別ケースへの関与に限定されることが多く、予防的関わりが難しいという課題がある。拠点校配置型は、両者の中間的な特徴をもつと言えるだろう。

以上がSSWerの機能と役割である。そこで次に、2008年に日本で実際にSSWerが導入されるにいたった流れを、政策理念に着目して述べる。

スクールソーシャルワーカー活用事業からみた 文部科学省による不登校対応への認識

本節ではまず、2003年以降における文部科学省の不登校支援の方針について振り返る。それをふまえて、文部科学省(2008a, b)によるSSWer活用事業の説明資料から、SSWer活用事業が打

表 1 SSWer の配置形態

| (名称) | (特徴) |
|------|--|
| 学校配置 | 特定の学校に配置され、その学校の中で |
| 型 | SSWer の活動を行う |
| 拠点校 | 特定の学校を拠点とながら, 他校の相談に |
| 配置型 | 応じたり学校訪問をしながら支援を行う |
| 派遣型 | 教育委員会などに配置され、派遣要請のある学校や、教育委員会が必要と考える学校 へ派遣される |

ち出す不登校への認識の特徴を確認する。

これまでの不登校支援の方針の変容 貴戸 (2004) は、文部省・文部科学省の不登校に対する認識と対応については、大まかな区分として以下の3期に分けている。

まず、1980年代以前は、第1期として、「不登校は本人や親の異常な性格傾向が原因」とされ、登校刺激が強く行われてきた時代である。次に、1990年からは、第2期として、「不登校はどの子にも起こりうる」とされ、「見守る」対応が推進された時代である。なお、「心の専門家」であるスクールカウンセラー(以下、SC)が公立学校に導入されたのは、この第2期に相当する1995年のことである。

このような方針の振り返りの意味も含め、「不登校に関する調査研究協力者会議」が2002年に開催され、第3期の流れが始まったとされる。2002年からの第3期は、「不登校容認の風潮が行き過ぎている」として、積極的に登校を促進する方向性を打ち出しているという時代である。以下では、この協力者会議の2003年3月の報告(以下、03年報告)について、これまでの不登校支援の方針からの変化として、3点を挙げておく。

第一に、03年報告では、「多様な不登校の要因や背景に応じた対策を講じることが必要である」とし、新たに、あそび・非行による怠学、軽度発達障害(LD;学習障害や ADHD;注意欠陥多動性障害など)、虐待などが、多様な不登校の要因・背景の例として挙げられている。また、そのような要因・背景の多様さゆえ、「個々の要因に応じた適切な対応策が求められる」とされ、「働きかけることや関わりを持つことの重要性」が指摘されている。そして、報告書の「第3章-4 働きかけることや関わりを持つことの重要性」において、以下のような具体的な関わり方の例を挙げている。

「不登校の背景や態様は様々であり、働きかけ の方法自体は個々の児童生徒によってそれぞれ異 なる。例えば、無気力傾向が見られる場合には、 児童生徒が達成感や満足感を繰り返し味わううち にエネルギーが蓄積され、元気になるといったき

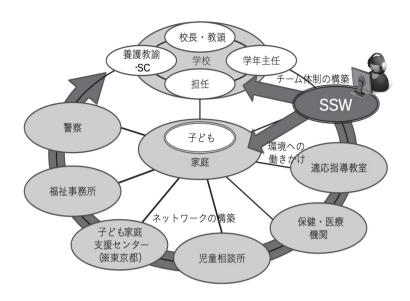


図1 SSWer が連携を行う学校内外のアクター

っかけづくりを支援すること、また、非行による 怠学傾向がある場合には、規則的な生活のリズム を身につけさせたり、学ぶ意欲を出させるきっか けづくりを行うことや、状況に応じては毅然とし た教育的指導を行うこと、あるいは、保護者によ る虐待等の問題がある場合には、地域の民生委員 や児童相談所等との連携を図り、家庭に対して必 要な関与をすることなど、本人の状態やその環境 を踏まえた上での適切な働きかけを行うことが重 要である」(文部科学省、2003)。

第二に、「不登校を『心の問題』としてのみならず『進路の問題』としてとらえ」るとし、新たに将来の社会的自立に向けた支援の必要性が提起されている。そして、高等学校における入学者選抜の改善、総合学科の設置・単位制の導入などの特色ある学校づくりや、就学や就労・職業訓練についての相談窓口、「ひきこもり」への支援といったことが、新たな課題として挙げられている。

第三に、学校内外における、連携ネットワークによる支援ということが強調されている。まず、学校内においては、「校長の強いリーダーシップの下、教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、相

談員等がそれぞれの役割について相互理解した上で日頃から連携を密にし、一致協力して対応にあたることが、まず重要である」とされている。また、学校内外のコーディネーター役を果たす不登校対応担当の教員を学校に設置すべきであると述べられている。

学校外においては、前述の報告書の「第5章-1(1)ウ 地域ネットワークにおける中核的機能 の整備 | に見るように、学校・家庭・地域にまた がるさまざまな主体が連携対象として想定され. 教育センターあるいは適応指導教室を中核的機関 とした連携ネットワークによる支援が期待されて いる。この方針は、2003~2006年度における「ス クーリング・サポート・ネットワーク整備事業 |... 2007年度からの「問題を抱える子ども等の自立 支援事業 | といった不登校支援の事業のなかにも 引き継がれている。いわく、「不登校児童生徒が、 各地域において身近で公的支援を受けられるよ う、適応指導教室の物理的な整備充実を図る一方 で、既存の適応指導教室や学校、地域の関係機関 との連携協力・資源の共有化を図ることが必要で ある。このため、地域において教育センターや適 応指導教室が核となり、学校や他の小規模な適応 指導教室, 児童相談所, 警察, 病院, ハローワーク等の関係機関, 更には民間施設や NPO 等と連携し, 不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが望まれる。また, LD, ADHD 等が不登校の背景にある場合が見られることから, 特別支援教育のセンター的機能を有する養護学校との連携も望まれる」(文部科学省, 2003)。

また、虐待については、連携先として、地域の 民生委員や児童相談所に加え、「福祉や医療行政 等と連携した保護者への支援が必要」であるとい うことも別途記されている。不登校支援における 福祉領域との連携の必要性について、03年報告 において触れられていたということである。

SSWer 活用事業が打ち出す 不登校支援の方向性

以上のような不登校支援の流れがあるなかで、 SSWer活用事業がもつ政策理念は、不登校支援 の中でどのような特徴をもつのか。

以下は、SSWer活用事業の説明資料(文部科 学省. 2008a) から、趣旨の一部を抜粋したもの である。「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待 など、児童生徒の問題行動等については、極めて 憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題であ る。こうした児童生徒の 問題行動等の状況や背 景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友 人関係. 地域. 学校等の児童生徒が置かれている 環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えら れる。したがって、児童生徒が置かれている様々 な環境に着目して働き掛けることができる人材 や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関 等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童 生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的 な存在が、教育現場において求められているとこ ろである。

このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き

掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこととする |。

SSWer活用事業の趣旨は、基本的には、03年報告にあったような「福祉や医療行政等と連携した保護者への支援が必要」なケースへの配慮や、学校内外における連携ネットワークによる支援といった方向性にのるものだと考えられる。ただし、ここで新しいのは、かつては学校の教師に期待されていたコーディネーター役が、「児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材」の必要性から、社会福祉の専門的な知識・技術をもつ専門家に期待されているということである。つまり、不登校支援をめぐる教育の領域の中に、福祉の専門家が新たに必要とされているのである。

03年報告で見られたのは、これまで「心の問題」 として捉えられてきた不登校が、「進路の問題」 としても把握され、また、多様な要因・背景を抱 えるものとしても捉えられるという認識の変化で あった。そのなかで、福祉領域との連携について は、虐待の問題をふまえて触れられていた。しか し、SSWer活用事業の趣旨からは、教育の領域 に新たに福祉の専門家を取り込むという、福祉的 支援がもつ有効性へのより高い認識を見てとるこ とができる。

これより、文部科学省の政策理念において、不登校に対する「福祉の問題」あるいは「子どもを取り巻く環境の問題」という視点が03年報告と比べて強化されていると考えることができるだろう。

なお、「恵まれない環境の中で『怠学』的に学校に行かなくなったり、家庭からも学校からもいわば『遺棄』されて登校しなくなっているような子どもたちが少なからず存在している」(伊藤、2007)といった、不登校における家庭環境をはじめとした社会的要因への配慮の必要性は、これまでも少なからず指摘されてきた(e.g., 横田、1986;保坂、2000)。今回の文部科学省の認識の変化は、ようやく実状に追いついたものであると言えるのではないだろうか。

では次節では、実際に日本におけるスクールソーシャルワークに関する事業の実施状況がどのようになっているのかを検討する。はじめにSSWerが機能的に活用されていると考えられる自治体を取り上げ、それらの自治体における実態を述べる。次に、各自自体というミクロな視点からの実態をふまえた上で、マクロな視点から全国の動向を述べ、実施状況のまとめとする。

ミクロな視点からの SSWer 活用事業の実施状況

本節では、3つの自治体に対して行った SSWerについての聞き取り調査をもとに、これ までの自治体での不登校支援の状況を受けて、 SSWer活用事業がどのように実施されたのかと いうことを、状況認識と支援の枠組みの変化に着 目して確認する。結果を先取りすると、これらの 自治体において、SSWerは、これまでの不登校 支援の限界を乗り越え、円滑な支援を可能にする という役割を果たしていた。

既に述べてきたように、SSWerとしては、社会福祉士、精神保健福祉士といった福祉の専門家、臨床心理士や教職経験者など、自治体によってさまざまな人々が活用されている。ここでは、SSWer制度を導入したA、B、Cの3つの自治体を対象に行ったインタビュー調査の結果から、その活用事業の実施状況について、各自治体の状況認識と支援の枠組みの変化を自治体ごとにまとめ、事例報告を行う。いずれの自治体においても、学校配置型の並行実施もあるものの、派遣型を主な配置形態としていた。

インタビュー調査実施時期 2008年3月から 2009年3月

インタビュー調査の観点 i)子ども達の置かれている状況への認識, ii)支援の枠組みの変化インタビュー対象者 A自治体:都道府県レベル教育委員会の指導主事,SSWerのスーパーバイザー(外部)。B自治体:スーパーバイザー(教育相談センター心理技術職)。C自治体:都道府県レベル教育委員会の指導主事,派遣型SSWer

(心理技術職)。

でははじめに、各自治体において、どのような 状況に子ども達が置かれているのかを述べる。

A自治体における子ども達が置かれている状況への認識 A自治体のもつ地域特性の一つに、「経済的な格差が大きい」というものがある。そのため、学校等就学支援費の利用児童・生徒が半数を占めるなど、学校においても、このような経済的貧困に端を発する問題について扱わねばならない場面が、これまでにも多くみられてきた。しかし、教育の場である学校、および学校関係者にとっては、金銭的な問題は話題にしづらい内容のものであった。

また A 自治体の学校では、「遊び型非行」への 対応が課題となっていた。このような「遊び型非 行」の問題に対し、多職種(警察、弁護士、臨床 心理士など)で連携をとり、対応を進める中で、 これまでとは異なる対応の必要性が生じてきた。 このような金銭的な問題への対応、「遊び型非行」 の未然防止・初期対応の重要が実感される中、A 自治体では、家庭の問題にも着手できる福祉的支 援の必要性に注目し、1990年代の前半より勉強 会をはじめていた。その後,1990年代の半ばより, 小学校において福祉的な視点からの検討を行うケ ース会議を実施しており、 結果的に不登校児童数 の大幅減少という結果を得ることができた。この 時期から、A自治体においては支援を検討する 際のキーワードは「行政とのコラボレーション」 であった。しかし、2000年代に入り、実際に「遊 び型非行しへの対応を多職種で行う中で、家庭問 題にまで対応の手を伸ばすには、福祉的支援を制 度化する必要性が明白になっていった。

B自治体における子ども達が置かれている状況への認識 A自治体と同様,B自治体も経済的格差が大きいという地域特性をもち,家庭の養育力が低く,養育ネグレクトともいえる状況が多く見られる地域である。このような特性を持つB自治体において,これまで学校で生じた子ども達の問題に関しては,教育相談センターが主体的に取

表 2 3 自治体における SSWer 活用事業の実施状況

状況への認識 これまでの対応 支援の枠組みの変化 A 自治体 ・経済的格差が大きい地域特性 ・福祉的な視点からのケース会議 ・小学校をフィールドとした福祉 ・貧困に端を発する問題を扱うこ の実施 的支援 ・アウトリーチによる問題発掘が とが必要 ・多職種間での連携. 対応 ・「遊び型非行」への対応の問題 ・家庭問題への着手のため、福祉 可能 的支援の制度化が必要 ・教育相談センターが問題への取 B自治体 ・経済的格差が大きい地域特性 ・枠組み自体の大きな変化なし ・家庭の養育力が低い(養育ネグ り組みの主体 ・本人、家庭からの問題提起を待 レクトも) ・家庭や子ども本人からの申し入 たねばならなかったケースへの, れがないと動けない 家庭訪問を含めた対応が可能に ・機関連携による支援ネットワー クの強化 C自治体 ・「待ちの姿勢」では対応しきれな ・SC がソーシャルワーク的対応 ・枠組み自体の大きな変化なし い問題が多い ・家庭訪問や関係機関との連携が ・SC と SSWer の役割が明確化 必要な際は、SC の枠組みを逸脱 する

り組んできた。しかし問題も抱えており、そのうちの1つが、他機関との連携の中で、事前に問題を把握することが可能であっても、家庭や子ども本人からの申し込みがないと動くことができないというものであった。

しかし実際には、前述したような地域特性の問題から、学校や関連諸機関の依頼で動くべき場面も多く、機関連携のあり方を見直す必要性が感じられていた。

C自治体における子ども達が置かれている状況 への認識 小学校、中学校のほぼ全校にスクールカウンセラー(SC)が配置されており、高校にも導入予定という支援体制をとっていた。したがって、学校側も、児童・生徒も「何か困ったことがあれば SC のところに行く」という流れが定着していた。

しかし、SCの立場からは、学校内の相談室における「待ちの姿勢」のカウンセリングによる対応では解決できない問題が多いという実感も示されていた。例えば、SCが学校の外に出る活動は、「校長の許可の下、単独ではない形で行わなければならない」という制約が要綱に明記されており、家庭訪問や関係機関との連携が必要なケースへの対応においては、SCの枠組みでは対応しきれず、

試行錯誤が求められていた。結果的に,既にソーシャルワーク的な対応を行っていたということもでき,福祉的な対応の必要性は,現場の最前線において,十分に実感されていたといえる。

では次に、各自治体において、支援の枠組みが どのように変化したのかを、順に述べる。

A 自治体の支援の枠組みの変化 インタビュー の時点で A 自治体で稼働している SSWer は、社 会福祉士の有資格者が最も多く,精神保健福祉士, 臨床心理士が続き,他にCAP (International Center for Assault Prevention による被虐待児 支援プログラム) の指導員も SSWer として稼働 していた。A自治体では、資格については不問 だが、「小中学校での相談経験があること」、「情 報の交通整理ができること」を条件として挙げて いるとのことであった。このような条件は、 SSWer に求めている役割とも密接に関わりをも っている。A 自治体が SSWer に求めている役割 は、i)学校や子どもにまつわる問題に「チーム で取り組む」という流れを作る。ii)ケースを見 る際に「行動」に焦点を当てる、iii) 学校のこと、 福祉のことを両方知り、両者の「通訳的役割」を 担う、の3点であった。

また、SSWer を導入したのは小学校であるが、

この意味については、「小学生の方が中学生より も保護者の目が届きやすい」「中学校ではSCと の差別化が困難 | といった理由から、小学校の方 が中学校よりも効果的であるとしている。さらに. A 自治体では、小学校の問題は混沌としている ため、SSWerが実際に出向き、問題を掘り起こ すというアウトリーチを行うことで問題を浮き彫 りにできるという点や、小中連携に果たす役割が ありそうだといった点など、今まで気づいていた にもかかわらず、適切な対応がなされづらかった 問題解決への期待もあるようだ。実際、新しい職 種が小学校をフィールドとして福祉的支援を行 い、アウトリーチすることで、掘り起こせた問題 が多くあったとのことであった。結果的に、小学 校と中学校という校種を越えた連携の他、福祉事 務所、警察といった、管轄省庁の異なる機関との 連携も、スムーズに行うことができるネットワー クが構築され、機能する体制が整ったといえる。

B自治体の支援の枠組みの変化 インタビューの時点でB自治体で稼働しているSSWerは、社会福祉士の資格を持つ教員OBと臨床心理士であった。A自治体においては、既に教育相談センターがイニシアティブをとり、機関連携を積極的に行いながら本人、家族の対応を行っていた、問題解決の枠組み自体の大きな変化はなかったといえる。しかし、SSWが制度化されたことによって、前述したような、これまで本人や家庭からの問題提起を待たねばならなかったケースへの家庭訪問も含めた対応が容易になり、問題への早期対応が可能となり、さらに機関連携、つまり支援ネットワークの強化ももたらしたということができる。

C自治体の支援の枠組みの変化 前述したように、C自治体は、既にSCが機能的に稼働し、地域での支援ネットワークが構築され、機能していたために、SCがSSW的な役割を担っていたと考えることができる。実際、インタビューの時点でC自治体においてSSWとして稼働していたのは全て、ベテランのSC経験者である臨床心理士であった。

前述のように、SC がそれまでに構築してきたネットワークの利用に際しては、SC の立場では

積極的な関わりをもつことが制度上、困難であっ たが、それが SSWer 制度の導入によって、解決 されたということができる。つまり、支援の枠組 み自体は、人の動き方も含めて変化していないと いえる。その上で、SSWer が制度化されたこと によって得られた効果は、SC と SSWer の役割 の明確化であると考えられ、SCは学校における カウンセリング業務. SSWer はアウトリーチを 含む、問題の掘り起こし、および家庭や諸機関と の連携体制の整備といった. 役割分担が行いやす くなったといえる。つまり、それまでは、人のつ ながりで行っていた. 近隣の自治体のものも含む 学校や近隣自治体の教育委員会, 福祉事務所, 保 健所、警察といった他機関との連携が、制度化さ れたことによって、より機能的なネットワークが 構築されたということができる。

以上のようにいずれの自治体においても、SSWerの導入によって、問題解決に向けた支援のネットワーク化が促進されたといえる(表2にまとめ)。もちろんC自治体に見られたように、SCが配置されていた従来の体制でもこうしたネットワーク化の動きは見られ、実際に機能していた自治体もあった。しかし、そうした事例でも新たな職種へと名称が変更されたことで、ネットワーク化の動きが制度化され、より機能的に活用できるようになったということができる。

マクロな視点からの SSWer 活用事業の実施状況

ここまで述べたように、聞き取り調査を行った 3つの自治体では、これまで福祉的な支援や関係 機関とのネットワーク構築の必要性を認識してい ながらも、従来の枠組みではその試みに限界を抱 えていたが、SSWerの導入はそれらの試みを円 滑にし、より現状に沿ったものにしていたという 様子が見出せた。

しかし、どの自治体でも SSWer 活用事業がスムーズな形で導入・実施されているかというと、決してそうとは言えない。本節では、日本学校ソーシャルワーク学会 (2009)、文部科学省 (2008c)で紹介されている、各都道府県における 2008 年

度の取り組み状況を述べ、SSWer活用事業が抱えている課題について検討する。SSWer活用事業が抱えている具体的な課題について述べる前に、まず、文部科学省において2008年度にSSWer活用事業が立ち上がった経緯を確認する。この経緯がSSWer活用事業が抱えることになった課題に関わってくると考えられるためである。

SSWer 活用事業実施までの経緯

文部科学省における SSWer 活用事業の推進役であった。岡本泰弘氏(2)の言明(岡本, 2008a)から、その実施までの経緯について触れていく。

岡本 (2008a) によると、2008 年度の概算要求の際、文部科学省では、SSWerについて概算要求を一度見送ろうとした経緯があるという。その理由には、大阪府や香川県などの先進的な事例のなかから取り組みの有効性が見えてきているものの、事例の積み重ねや取り組みの成果が十分ではない段階であり、時期尚早ではないかという意見があったことが挙げられている。2007 年度から実施されている「問題を抱える子ども等の自立支援事業」における自治体の SSWer の事例を見ながら、適任な人材、担う職務、学校や教育委員会への関与の仕方といったことを、もう少し時間をかけて検証をしていくことが必要だと議論されていたのである。

しかし、夏ごろから年末にかけて行われる財務 省とのやり取りの中で、SSWerの取り組みの有 効性を提示しながら「問題を抱える子ども等の自 立支援事業」の継続を訴えていくなかで、 SSWerの意義について財務省との共通認識がも たれ、最終的にはSSWer活用事業が単独で立ち 上がることとなったという。

ただし、事例の積み重ねや検討が十分でないことも背景にあり、SSWer活用事業は調査研究という形で立ち上がり、職務や人材、配置形態や勤務条件について自治体にかなりの自由度をもたせ、SSWerの活用のよりよいあり方を模索していくこととなった(岡本 2008a)。調査研究であるため、この事業においてSSW 活用事業を実施する自治体は、①SSW の適切な配置の在り方、

②SSW を活用した, 児童生徒が置かれている様々な環境に対する効果的な働き掛けの在り方, ③SSW を中核とした関係機関等の効果的な連携の在り方, ④SSW の参画を得た学校内のチーム体制の在り方, ⑤SSW の専門性の向上の在り方, ⑥SSW に対して, 適切な援助ができるスーパーバイザーの在り方, ⑦その他, SSW を活用した効果的な支援の在り方, の調査研究内容などから2つ以上を選択し,調査研究を実施することとなっていた (岡本 2008b)。

このような状況下で、SSWerを活用するより よいあり方を模索するために、たとえば、人材に 関しては、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の 資格は必要条件とされず、幅広い人材登用の可能 性が残されるものとなっていた。この件について は、岡本 (2008a) には、「SSWer の職務上、や はり社会福祉の専門性を有している方が望ましい のかなと思います。しかし一方でこれまで福祉分 野では、高齢者や障害者といった方々への支援を 中心に大きな成果を挙げてきていると思われます が、学校という独特の文化では、必ずしもこれま での社会福祉の分野のみでは対応できないことも あるのではないかとも考えられ、学校現場に入る 以上、教育に関する知識や経験も重要であると考 えています。そのため、必ずしも社会福祉士や精 神保健福祉士を持った方でなければならないとい ったことに限定せず,教育と福祉の両面に関する 幅広い知識や技術をお持ちの方にお願いしたいと 思っています。」と言及されている。

各都道府県における SSWer 活用事業の実施状況

各都道府県における実施状況にはバラつきが出ることになった。この詳細については、表 4,5 にまとめた。まず、人材については、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格をもつ福祉の専門家のみを雇用している自治体もあれば、臨床心理士や教職経験者、地域の人材などを雇用している自治体もある。先行してSSWerを活用した取り組みを行っている自治体のSSWer、75名に、岡本(2009)が行った調査では、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有するものはそれぞれ 46.7

%, 24.0%にとどまっていた(表3参照)。なお, そのような人材の特性のバラつきもあり,報酬に 関しても時給1000円~5000円と,自治体間で 大きな差がみられた。

このような現状について、日本学校ソーシャル

| 30 OOWG V7 B 7 8 3 | | 0007 |
|---------------------|-------|--------|
| | 人数(人) | 構成 (%) |
| 社会福祉士 | 35 人 | 46.7% |
| 精神保健福祉士 | 18 人 | 24.0% |
| その他社会福祉に関する資格 | 6人 | 8.0% |
| 教員免許 | 15 人 | 20.0% |
| 心理に関する資格 | 14 人 | 18.7% |
| その他 SSW の職務に関する技能資格 | 5人 | 6.7% |
| 資格を有していない | 7人 | 9.3% |

表 3 SSWer の有する資格 (出典: 岡本 2009)

ワーク学会第3回大会(2008年)のシンポジウムの中では、専門性の低い人材を採用している自治体で福祉という見方が保証できるのかについて、危惧の声も挙がっていた。

また、配置形態に関しても、各自治体によって 学校配置型、拠点校配置型、派遣型とさまざまな 形態が選択されている。なお、調査研究の一環と して、1つの都道府県の中で複数の配置形態が試 されているという自治体も多くみられる。

各都道府県が挙げる SSWer 活用事業の課題 このような事業の立ち上げの経緯と実施状況をふまえて、以下では、各都道府県が SSW 活用事業 の課題としてどのようなことを挙げているかについて見ていく。多くの自治体から挙げられている 課題を、4 点取り上げる。

第一に、SSWerという職種の学校、保護者、関係機関などへの周知が不十分であったことが、多くの自治体から指摘されている。そのため、学校現場との温度差があり活動が難しくなったり、ラポール形成に苦戦したケースや、学校でSCと同様の業務を期待されたケースなども挙げられている。また、関係機関との連携の難しさということも、複数の自治体が指摘している。

第二に、研修とスーパーバイザー(以下、SV)体制の必要性を痛感するという声が、多くの自治体から挙がっている。その背景には、SSWer活用事業の導入が、事例の蓄積による検

討が不十分なまま急遽全国規模で行われたために、調査研究という形で自治体に高い自由度を与えざるをえなかったことがあるのではないだろうか。その結果、社会福祉士や精神保健福祉士の資格をもつ福祉の専門家以外の人材を採用することになった自治体も多く、より強く研修・SV 体制の整備が要請されることになったのではないかと推測できる。実際に、「現在配置されているスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が少ないことから、研修を通して資格向上を図っていく必要がある」(日本学校ソーシャルワーク学会、2009)というように、専門性の低い人材の登用が研修の必要性につながっている様子の記述もなされている。

第三に、「勤務時間、日数制限のため相談件数に十分対応できない」(日本学校ソーシャルワーク学会、2009)というように、活動に充てる時間・人数の不足を、多くの自治体が課題として認識していることが挙げられる。特に派遣型を採用している自治体では、学校内関係者との関係構築により時間がかかる、問題発掘や中軽度の事例への対応ができないという困難が挙げられている。しかし、学校配置型や拠点校配置型は、派遣型に比べて1人のSSWerが射程とできる学校の範囲が狭く、各自治体は予算との関係でジレンマにさらされていることが想定できる。「質の高い人材を獲得し育成するためには、他にアルバイトをしなく

ても生活できる待遇や、生涯設計を描ける雇用条件が必須である」(日本学校ソーシャルワーク学会,2009)というように、予算の制約と雇用条件・待遇とのジレンマも指摘されている。

そして第四に、今後の事業継続のための予算の問題が挙げられている。なかには、2008年度でSSWer活用事業を終了したり、2009年度以降からの活動縮小を余儀なくされた都道府県もある。2008年度の取り組みにおいて、すでに予算と実践のジレンマが生じているにもかかわらず、2009年度はさらに自治体に予算上の困難が押し寄せることになった。それには、2009年度以降、SSWer活用事業が委託事業から補助事業へと移行したことが関係している。

2009 年度以降の SSWer 活用事業 SSWer 活用事業は、2008 年度は文部科学省が実施主体である委託事業として実施され、委託事業であるため予算は全額を国が負担していた。しかし、2009 年度から文部科学省の補助率が 1/3 である補助事業へと急遽切り替えられ、必要経費の 2/3 を自治体が負担しなければならなくなり、事業継続に大きな困難が生じた自治体も出た。たとえば、佐賀県は、以下の記事にあるように、急遽行われた委託事業から補助事業への切り替えが一因となり、事業縮小を余儀なくされることとなった。

「成果上げているのに… 学校ソーシャルワーカー激減 |

子どもの家庭環境の問題解決を社会福祉面からサポートするスクールソーシャルワーカーの県内市町の配置人数が30人から14人に激減した。国の補助が全額から3分の1に減額される一方、「常勤嘱託採用」という、身分統一、が人材確保に足かせになったもよう。不登校の改善など成果が上がっているだけに、現場では戸惑いの声が上がっている。

本年度は、国が急きょ委託事業から補助事業 に切り替えたため、補助額が4,900万円から 1,300万円に激減。減額分として県が2,600 万円を予算化したが、前年より1,000万円分ほど事業規模縮小した。また、試行段階のため市町でまちまちだった勤務形態や処遇を、県が月16日勤務の嘱託職員に統一。時間勤務の非常勤を複数採用していた市町が多かったため、本年度の配置人数は12市町で14人となった。(佐賀新聞の情報コミュニティサイトひびの,2009)

また、日本学校ソーシャルワーク学会(2009)によると、大分県は、文部科学省予算の急な削減決定のために、2009年度の県予算に減額分を追加することができず、2009年度としては事業を中止せざるを得なくなったという。しかし、「SSWer事業の成果等から子どもと家庭への関わりをストップすることの影響は大きいと思われるため、別の形で継続できないか検討中」であるという。

各自治体が挙げる課題を見る限り、必要なのは 予算の拡充によってSSWerの活動時間・人数の 不足を解消していくことだったのではないだろう か。しかし、急な補助事業への切り替えによる文 部科学省からの予算の削減のために、現実は逆の 方向に向かってしまっている。そして、そのよう な状況は、家庭環境への支援という枠組みの必要 性を認識している自治体でも生じている。

さらに、 自治体間の支援体制の格差拡大につな がる危険性をもつ、SSWer活用事業の政策上の 位置づけの変化を、もう1点指摘しておく。2009 年度から、SSWer 活用事業は補助事業として、「学 校・家庭・地域の連携協力推進事業 | の中に組み 込まれることとなった。「学校・家庭・地域の連 携協力推進事業」には,「スクールソーシャルワ ーカー活用事業」の他,「放課後子ども教室推進 事業 | 「学校支援地域本部事業 | 「家庭教育支援基 盤形成事業」「スクールカウンセラー等活用事業」 「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」のあ わせて6事業が含まれ、2009年度の予定額は 142億6,100万円であった。この変化により、6 事業のそれぞれに予算をどのように配分するか が、各自治体に委ねられることとなった。2008 年度から SSWer を導入した自治体の中には、そ

の体制づくりが不完全にならざるを得なかったことによって、現状ではその有効性を十分に認識することが難しい状態にある自治体もあるだろう。その結果、2008年度以前からSSWerを導入してきた、またはSSWerがスムーズに導入される土壌があった自治体と、そうでない自治体との間で、予算配分などで今後大きな差が生じていくことが危惧される。

不登校対応の問題と課題

最後に、本章の冒頭に設定したRQ「SSWer制度が導入されたことで、不登校対応がどのように変化し、それは不登校支援の流れの中で、いかなる特徴をもつものなのか」をふまえながら、問題と課題をまとめる。

まず、文部科学省における不登校支援の流れの中でのSSWer活用事業の特徴としては、不登校支援をめぐる教育の領域に福祉の専門家を置くことの必要性を新たに指摘したことが挙げられる。これより、文部科学省の中で、03年報告と比べ「福祉の問題としての不登校」という認識がより強められたと捉えることができる。

次に、不登校対応の変化については、SSWer 活用事業の、各自治体での実施状況から考察を行 うことができる。すなわち、SSWerの導入によ って、福祉的な支援や関係機関とのネットワーク 構築といったこれまでの支援の限界を乗り越える ものになった様子を見出すことができる。しかし その反面、SSWerという新たな職種についての 周知・理解の促進、研修・SV体制の充実化、勤 務時間・人数の拡充などの課題が見受けられる。 そして、2009年度からの補助事業への転換と、「学 校・家庭・地域の連携協力推進事業」の中の1事 業という位置づけの変化は、前者はすでに事業の 終了・規模縮小を余儀なくされる自治体を生み出 し、後者は今後さらに自治体間の支援体制の格差 を生み出す土壌となることが危惧される。

不登校という現象は、その背景に、心の問題、 家庭環境の問題、本人の抱える何らかの疾患や障 害の問題など、様々なものが想定される。いわば、 学齢期の子どもの抱える様々な問題が、分かりや すい形で表出されたものが、不登校という現象だ と考えることができる。冒頭でも述べたように. はじめは、この対応として、心の問題が核に据え られ、その対応の主体として SC が制度化された という流れがある。今回の事業による SSWer の 導入は,これに加えて,家庭環境を背景に持つ問 題に一歩踏み込む対応を視野に入れた具体的な支 援のマネージメントを制度化したものと位置づけ ることができよう。このような体制が機能すれば. 学校に、教員、SC、SSWerという、それぞれ異 なる視点から支援を行う三者がそろい. それぞれ の専門に専念しつつ、お互いの専門性を活かすこ とができる理想的な制度と考えられる。実際、学 齢期は、虐待、発達障害、精神疾患など、早期発 見、早期対応が必須の状況があり、二次障害とし ての不登校が生じてからでは、対応が遅い場合も 多い。教員は、子ども達にとっても家族にとって も、最も身近な窓口であり、SC は鑑別など、「心 の問題」への対応に専念し、家庭環境や外部機関 との調整役として SSWer が機能できるはずであ る。つまり、SC と SSWer の両者がそろってこそ、 機能的な分業が可能になり、一次予防も可能な体 制となるのである。

しかし実際には、補助事業への転換という予算措置上、置かれた状況により、SCとSSWerの両方の設置を見送り、どちらか片方だけという自治体も多くみられている。つまり、既にこの理想的な体制が築けない状況が生じているということである。「心の問題としての不登校」支援への限界が明白なものとなり、「福祉の問題としての不登校」という枠組みからの支援の必要性が実感されている現代において、SSWerは、支援を効果的に行うための存在として期待することができる。

不登校に代表される,学齢期の子ども達への効果的な支援のためには,今後の文部科学省による,予算上,政策上の問題への適切な対応が切に求められるところである。

表4 2008年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」実施状況(都道府県別・前半)

| | | | | | | 西温 | | |
|---------------|-----------------------------|---|--|------------------|---|---|--|--|
| | | | _ | 1 | | | | |
| 都道府県 | 配置人数 | 人材 | 型型 | 拠点 校配 置型 型 | 派遣型型 | 戴腳 | 勤務形態 | 機器 |
| 北海道 | 48人(20市町) | 專門的有資格者は6人 | 0 | - | () 派遣者 学校 派遣者 | 育委員会)9市町 8市町 校配置型の併用3市 | ٥. | 周知の不十分 有資格者が少ない→研修の必要性 |
| 岩手県 | 29人 ※来年度は10人 | ¢. | 0 | 0 | ○ 小學校 小母母 教育課 | 小学校12人 小中学校5人 教育委員会12人 | ċ. | 連絡会議が後半にすれ込んだ 来年度は規模が第小される 二十万階是実態の分析 |
| 宮城県 | 9人(7市町) ※来年度は10市町に拡 大 | 元教諭や養護教諭が多い (資格を有する専門職は雇用されていな い→来年度雇用へ) | 0 | | 9人と ※来を 音奏員 | 9人とも学校配置型(1人だけ2校兼務) 4 ※来年からは拠点校配置型・派遣型(教 4 育委員会)へ B | 年間勤務日数90日以上 年間勤務時間300~400時間 時約1000円 | 年度途中の配置で学校に認知されにくかった 観影時間の部合でケーム会議などへの参加が難しかった |
| 上形 | 21人(14市町村) | Çı | 0 | | 21人 | 21人とも学校配置型(小学校) 1 | 1日4時間、週3日、年間35日が基本 だが、実態は平均年間約100日、1日 約5時間 | 周知活動の強化 研修の充実 限られた時間での組織やネットワークの構築 |
| 福島県 | 14人(8市町村) | 社会福祉士3人 多様な教職の経験者8人 地域の社会教育活動者など3人 | | 0 | し 拠点を 員会、 こだわ | 拠点校配置型(中学校)、派遣型(教育委 員会、総合教育センター)等、調査研究に こだわり多様な配置形態 | ¢. | 市町村の家庭相談員や民生児童委員などとの事業・役割のダブリの調整 SCとの情報共有と情報管理、連携 人材確保 (特に資格者の掘り起こし) |
| 群馬県 | 5人(男性2人、女性3人) | 社会福祉士2人、教員免許3人 (SC経験者3人、教員経験者2人) | | 0 | ○ 拠点を 派遣登 | | 1回6時間、週3回、年35週 or1回8時間、週2回、年35週 | SCとの業務の棲み分け 関係機関からの個人情報の入手と学校の情報伝達のあり方 拠点校配置以外のケースと地域との関係性の構築のあり方 |
| 茨城県 | (6市町) | 福祉的な資格は条件としていない | | 0 | ○ 派遣型 or拠点 | 派遣型(適応指導教室) or拠点校配置型(中学校) 1 | | ケース会議が問題に「対応してしまった」後の会議になりがち ※実域機、では来年度はSSW事業を受託しない一地域がつながる総合的なネットワーク による対応の検討 |
| 静 中 | (7自治体) | 社会福祉士、臨床心理士、退職教員、 学校の介助員など | 0 | ٠ | (ある自治 (ある自治 ずつ配置) | 校4小学校に1人 | (ある自治体では時給1200円、交通 費支給なし)※来年度は週2回、年90 日、時給1800円に統一 | 教職員とのラボール形成に苦労 児童相談所などの関係機関との連携の難しさ ワーカー同士の自主的なネットワークがなく、孤立しバーンアウトしたケースも |
| 長野県 | 12名(県4人+2市×4 人) | 県:社会福祉士の精神保健福祉士市:教員経験者 | ٥. | ن. | 当 () | 県:派遣型(教育事務所) 興 | 果:時給約5000円、1日6時間、週2日 学校によりSSWerへの期待に濃淡 ※来年度は県の4人のみ、勤務密 | 学校によりSNverへの期待に濃淡 ※来年度は異の4人のみ、勤務密度も週1回、SVも導入されない |
| 東京都 | (5医+11市) | 杉並:社会福祉士or社会福祉現場での 実務経験あり 福生:SC、教育相談、民生委員 | 0. | ċ. | 〇 福 世 三 | 杉並:派遣型(教育委員会) ** 福生:派遣型(教育委員会) ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** | 杉並:月16日 (4年:週3・4・5日 (1 | SSWerの認知度をいかにあげていくか 予算確保 |
| 土業 | ¢. | SCをSSWerl⊏任用 | ٥. | 0. | o. | | ć. | ن د |
| 神奈川県 | (7市1町·18地域) +SV1人 | ¢. | 0 | | 0 2市が 5市1開 | 2市が派遣型、 5市1町が学校配置型(小学校) | ¢- | 現場の受け入れ体制や関係機関などの理解 テーム支援体制の構築 / SV体制の見直し |
| 当 三 二 | 11人 | | | | ※※※※※※※※※※※ | | 時給2800円(月15万円程度) | ※来年度は予算減一活動時間の減少 |
| 石川県 | 5人(3市1町) ※来年度は県教委所属 へ | 保護司、社会福祉士、元小中学校長、 教育相談員など | - | 0 | ○ 派遣母 拠点材 | | ٥. | 学校現場の理解と温度差 研修の必要性 |
| 帽井 | 17人(9市) | ¢. | | | ○ 派遣型 点校副 | 派遣型(教育委員会、適応指導教室)、拠「 点校配置型などさまざま | | SVの必要化 液温型は学校内関係者との関係構築に時間がかかる 液温型は学校内閣発掘ができない |
| ※口卡沙技 | サンーシャルローク型4 | ※日本沙校ソージを川,ローケ逆令 2009 『沙校ソージを川,ローケ研究特集号 | T空特集 | | 2008年申 | 2008年度「スクールソーシャルワーク活田事業」―相北ノ理語― | 財話イポ財 素革日 | |

※日本学校ソーシャルワーク学会, 2009.『学校ソーシャルワーク研究特集号, 2008年度「スケールソーシャルワーク活用事業」—現状と課題—』、文部科学省, 2008.『スケールソーシャルワーカー実践活動事例集』をもとに作成

表5 2008年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」実施状況(都道府県別・後半)

| | | | | | | いまり | | |
|-------------|---|---|-----------------------|----------|-----------------|---|---|---|
| 都道府県 | 配置人数 | , ** | 孙門 校嗣 ^卦 | | 調量 | 10年77日 英樹 | 勤務形態 | 觀 |
| 岐阜県 | 4人(3市) | 社会福祉士3人、臨床心理士1人 | | | (N) | 派遣型(3人)、学校配置型(1人) | 時給3500円 | ※来年度は活用事業が打ち切られるが、各市町とも事業形態や名称を変えて維続予 定 |
| 大阪府 | SV4人、SSWer22人、 SSWサポーター40人(41 市町村すべて) | SV4人、SSWer22人、 SSWサポーター40人(4) 会福祉士のそれに準ずる者、サポーター 市町村すべて) は地域人材 | | <u>0</u> | OSS度核 | SSWerlt派遣型(所内7ブロッグに3名程 S 度)、サポーターは拠点校配置型(小学 に 校)、 | SSWerは年間30回程度、サポーター は週2回、ともに1日6時間 | Ċ |
| 兵庫県 | 6人 | 6人とも社会福祉士の精神保健福祉士 の資格を有する | | _ | O ※ | 派遣型(教育事務所) 通 | 週4~5日、30時間 | 学校への周知 市町村教育委員会との連携 |
| 三重 | 県:4人+SV2人 市町:6人(3市) | 県:社会福祉士1人、心理専門職2人、 退職教員1人 + SV2人は大学教員 | c- | 0 | c. 県校市 | 県:週1日学校滞在、週2日派遣(公立高 時 校3人、中学校1人) 市町:? | 県:週3日 | 学校配置→SG業務を期待され、訴えのない生徒の問題に目配りしたくでもできない 学校組織の形態の熟知 |
| 季川県 | 16人 | 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免 許(過去に医療・学校現場での活動経験 がある者)、大学教員など | c. | 0 | O 記 説 | 配置事業:拠点校配置型(中学校区) 派遣事業:派遣型(県教育委員会) 2 | ※来年度は1日5時間×週5日、時給 2700円のところも | SSWerl-对する理解度の低さ 県財政の厳し、状況で、毒薬の存続が難しい |
| 当口川 | 7 1 | 社会福祉士 | | |) () | 派遣型(総合教育支援センター) 1 | 1日5時間、週4日 | 県内さ1人のSSWeでは在地様度の手術で対象できず重度化の予防が難しい アV/体制の必要性(自主的な研修だけでは困難) アV/イをU.なくても生活できる冷酷や、生涯脱跡を抽ける雇用条件 |
| 地 | 県13人、市町6人(4市町) | 社会福祉士、精神保健福祉士 | | 0 | 0 票光 | 県:1人が2つの中学校区を担当 順 北九州:小中学校200校を2人で担当 E | 県:週2日×2中学校区(計週4日)、1 日4時間 市町:週2~5日 | 学校長の対応によって活動状況が左右 北力州:100校近い小・中学校の挟導訪問に日々が費やされた 財源の危機 |
| 佐賀県 | 県3人、市町27人(10市町) | ソーシャルワーク系3人、心理系3人、学校退職者13人、新卒者3人、ポランティア、保育土など | 0 | 0 | O 派夕拠 | 「派遣型(教育委員会2人、教育支援セン 7 ター9人、その他1人)、学校配置型4人、 拠点校配置型5人 | ٠ | SSWerとLての技術向上(面接 家庭への介入) オシドフーゲ件リ 「国国トの周却、「配置外影・勤務形態の改善 カ人教で多数の子どらた女孩できるシステムの構築 |
| 坐 | ا | 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免 許など(過去に医療・学校現場での活動 経験がある者) | 0 | | O <u>幹作数</u> | 交配置型、派遣型(市教委、青少年教 センター)、併用配置型(市教委と中学 | ¢. | 学女や関係機関にSSWの活用をわかりやすく理解してもらうこと 各有にし、なので、限られた学校からの依頼しか受けることができない現状 SVの必要性 |
| 熊本県 | 16人 | 精神保健福祉士12人、社会福祉士4人 (3年以上のソーシャルワーカーとしての 職務経験が要件) | | - | ※ | 派遣型(教育事務所13人、市教委3人) 1 | 1日6時間、週4日 | 受け入れ状況の地域差 / 校内のコーディネーター的存在が不明確 勤務時間-日敦制限のために相談件数に十分対応できない SVの必要性 |
| 大分県 | 12人(6市1町) | 社会福祉士、教職OB、民生児童委員ほ か | 0 | 0 | O 計数 | 学校配置型、派遣型(教育委員会、教育 多支援センター)、拠点校配置型 | 多くの市町が週3回以上 | ケース会議のもちかさ度計画策定 児童生徒への回接・開接的支援を校内組織の中で効果的に実践する力量 本学度は予算の関係で重乗中止一別の形での継続を検討中 |
| 心 學 四 | 7.7 | 7人全員が社会福祉士or/and精神保健福祉士(1人は看護士免許も、教員免許は全員ではない | 0 | _ | 0 | 学校配置型、派遣型(教育事務所) 1 | 1日6時間、週2日 | 情報交換のためのIT活用の仕組みでは、「産業会っての事例検討金 教育事務所に1・2人の配置では全校かべてできない。「活動時間の制限 関に学校に記置されている専門職との役割分担の調整、 / 周囲の選隊 |
| 鹿児島県 | 35人 | 精神保健福祉士4人、社会福祉士6人、 教員免許3人、臨床心理士2人、無資格 8人など | | 0 | O 営 | | 週0.5~4日、時給2000~3500円 | ケースマネンメントの学校での定着 SSWerの県内地域体制の構築と地域格差の是正 |
| 計 | 18人(6市町) (男4人、女14人) | 精神保健福祉士3人(1人は社会福祉士 の両方)、教員免許7人、教育カウンセ ラー4人、看護士1人 | 0 | 0 | ○ 計嗣嗣 | 学校配置型2ヶ所、派遣型1ヶ所、学校配 昭置型と派遣型の併合型2ヶ所、拠点校配 置土 教委の併合型1ヶ所 | 時給1000~2000円 | 不巻技化生体への対応の困難さ / 資質向上のための研修充実 SY体制の整備、教育委員会との連携 ※本年度は市団十一県 |

※日本学校ソーシャルワーク学会、2009.『学校ソーシャルワーク研究特集号、2008年度「スケールソーシャルワーク活用事業」―現状と課題―』、文部科学省、2008.『スケールソーシャルワーカー実践活動事例集』をもとに作成

引用文献

- 保坂亨 2000 『学校を欠席する子どもたち―長期欠席・ 不登校から学校教育を考える』東京大学出版会。
- 伊藤秀樹・木村文香 2010, 3,「スクールソーシャルワーカー活用事業は不登校支援をどのように変えるのか」 2010 酒井朗(研究代表者) 平成19年度~21年度日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究C)「不登校現象の社会・文化的多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学(課題番号19530748)」研究成果報告書,19-35.
- 伊藤茂樹 2007 「不登校をどう見るか」酒井朗編著『新 訂 学校臨床社会学』放送大学教育振興会、Pp. 38-51.
- 貴戸理恵 2004 『不登校は終わらない――「選択」の物語から<当事者>の語りへ』新曜社.
- 木村文香 2007 「居場所としての中学校の検討-X区第 4波パネル調査から-」財団法人こども未来財団平成 18年度児童関連サービス調査研究等事業調査研究報 告書「不登校児支援のための地域連携ネットワーク構 築に関する研究」(主任研究者;酒井朗) 第4章 26-34.
- 文部科学省 2003 今後の不登校への対応の在り方につい て (報告)
- http://www.mext.go.jp/b_menu/public/2003/03041134. htm (2010 年 11 月 29 日取得)
- 文部科学省 2008a 「スクールソーシャルワーカー活用事業」 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 (第1回) 配付資料 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/08032502/003/010.htm (2010年11月29日取得)
- 文部科学省 2008b 「スクールソーシャルワーカー (SSW) 活用事業」 児童生徒の自殺予防に関する調査 研究協力者会議(第1回) 配付資料
- http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/ shotou/046/shiryo/08032502/003/010/001.pdf (2010 年 11 月 29 日取得)
- 文部科学省 2008c 『スクールソーシャルワーカー実践活

動事例集』.

- 日本学校ソーシャルワーク学会 2009 『学校ソーシャル ワーク研究特集号 2008年度「スクールソーシャル ワーク活用事業」―現状と課題―』.
- 岡本泰弘 2008a 「文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業について」『スクールソーシャルワーカーの時代到来――その役割と活動』日本学校ソーシャルワーク学会ブックレット No. 1, pp. 3-15.
- 岡本泰弘 2008b 「『スクールソーシャルワーカー活用事業』 について」『月刊生徒指導』 2008 年 6 月号, Pp. 6-9
- 岡本泰弘 2009 「『スクールソーシャルワーカー活用事業』今後の展開について」『月刊生徒指導』 2009 年 5 月号, Pp. 6-9.
- 佐賀新聞の情報コミュニティサイト ひびの 2009 http://www.saga-s.co.jp/news/saga.0.1325693. article.html (2010年11月29取得)
- 酒井朗・保坂亨・木村文香・伊藤秀樹・川畑俊一・加藤美帆・伊藤茂樹 2009 不登校問題の変容と支援システムの再編成に関する研究 日本教育社会学会第61回大会(早稲田大学)発表要旨集録.
- 山野則子 2007 「子ども家庭相談体制におけるスクール ソーシャルワーク」山野則子・峯本耕治編著『スクー ルソーシャルワークの可能性――学校と福祉の協働・ 大阪からの発信』ミネルヴァ書房、Pp. 2-17.
- 横田正雄 1986 「底辺の不登校児たち――崩壊家庭の不 登校児の事例研究」『精神衛生研究』33, Pp. 245-253.
- ※ 本稿は、平成 19 年度 ~ 21 年度日本学術振興会科学研 究費補助金(基盤研究 C) 「不登校現象の社会・文化的 多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学 (課題番号 19530748)」(研究代表者:酒井朗)成果報告 書に掲載されている内容を、一部加筆修正したものです。 (KIMURA, Fumika; Ito, Hideki)